

第6章 悪臭

第1節 悪臭の現況

悪臭は、人の感覚に直接訴える公害であり、また地域性の高い公害であるという点において、騒音、振動の公害と類似しています。

典型7公害に係る苦情件数のうち、悪臭に係るものが例年多く、平成13年度の悪臭に係る苦情件数は198件でした。これを発生源別にみると、農業・畜産業に起因するものが75件（37.9%）と最も多く、次いで営業・サービス業に起因するものが40件（20.2%）となっています（表3-6-1）。

表3-6-1 悪臭の発生源別苦情件数（平成13年度）

発 生 源	件 数	割 合（%）
農 業 ・ 畜 産 業	75	37.9
食 品 製 造 工 場	10	5.0
化 学 工 場	0	0
そ の 他 の 製 造 工 場	16	8.1
営 業 ・ サ ー ビ ス 業	40	20.2
一 般 家 庭 等	31	15.7
そ の 他	26	13.1
計	198	100.0

第2節 悪臭の防止対策

悪臭防止法では、工場・事業場から排出される悪臭物質（22物質）について、規制地域を指定し、排出形態に応じて、敷地境界線、気体排出口、排水水について濃度規制基準を定めることができ、規制地域の指定及び規制基準の設定を知事（宮崎市の規制地域の指定については、宮崎市長）が行うこととされています。悪臭物質は、昭和47年5月に悪臭防止法施行令によりアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質が指定され、昭和51年9月に二硫化メチル、アセトアルデヒド及びブチレンの3物質、平成元年9月にプロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質、平成5年6月にプロピオンアルデヒド、トルエン等の10物質がそれぞれ追加され、22物質となっています。

本県は、同法に基づき、平成14年3月末現在、9市22町について規制地域を指定し（資料編P397参照）、敷地境界線における濃度規制（資料編P397参照）を行っています。

また、市町村長は規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、悪臭物質の排出防止設備の改善等に関し、改善勧告、さらに改善命令を行うことができることとされています（平成13年度勧告・命令件数実績：0件）。

悪臭防止法による規制の対象は、指定地域内に存在する工場、事業場のすべてですが、自動車、航空機、船舶等の移動発生源、輸送用機械器具、建設工事、浚渫、埋立て等のために一時的に設置される作業場、下水道の排水管及び排水渠その他一般に事業場の概念に含まれないものは、本法による規制の対象とはなりません。また、悪臭防止法では、届出制はありません。

なお、平成7年4月の悪臭防止法の一部改正では、複合臭や未規制物質に対応できるよう、濃度規制に代えて臭気指数規制基準を定めることができるとされています。